

北区次世代育成支援行動計画（後期計画）概要版

第1章
計画の背景
 合計特殊出生率の低下
 平成20年 国 1.37 東京都 1.09
 北区 1.03
 ↓
 人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響

策定の趣旨と計画の性格
 「次世代育成支援対策推進法」に基づく区の行動計画、集中的・計画的な取組を推進する

計画の策定方法
 東京都北区次世代育成支援行動計画策定検討委員会+アンケート調査+パブリックコメント

計画の期間
 平成22年度～平成26年度

第2章
子どもと家庭を取り巻く環境
 少子化が進行、子どものいる世帯数・率が減少、子育てしやすいまちだと思わない保護者（約9%）

前期計画の目標事業量の達成状況
達成 通常保育、延長保育、一時保育、休日保育、夜間保育、トワイライトステイ、学童クラブ、ショートステイ、ファミリー・サポート・センター
未達成 病後児保育

第5章
目標事業量

	平成21年度	平成26年度
通常保育(保育5サビ)	61カ所	77カ所
病児・病後児保育事業	2カ所	4カ所
学童クラブ	57カ所	62カ所
一時預かり	32カ所	43カ所

成果指標を施策目標・個別目標ごとに設定

第6章
北区保育計画（待機児童の解消に向けて）
 平成21年度 平成26年度

3歳未満児		
認可保育所	2,027人	2,313人
保育5サビ	2,197人	2,673人
3歳以上児		
認可保育所	2,931人	3,120人
保育5サビ	2,931人	3,120人
地区別（3歳未満児）		
赤羽地区	887人	1,044人
王子地区	721人	873人
滝野川地区	589人	756人

第3章・第4章

基本理念：子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち

基本方針1 “すべて”の子育て家庭への支援
 ↓
 子育てが孤立化し、負担が大きい
 ↓
 子育ての喜びを感じるような社会にするため、すべての子育て家庭に切れ目のない包括的な支援

基本方針2 “まちぐるみ”での子育て支援
 ↓
 子育ての第一義的な責任は家庭その上で「子育ての社会化」が必要
 ↓
 “地域”の力と“行政”とが協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくり

基本方針3 “子育て”・“子育て”への支援～子どもの人権を尊重して
 ↓
 子どもの基本的人権を尊重
 4つの柱
 「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」
 ↓
 共通の理念の下に自立に向けた支援

基本方針4 “顔が見える”子育てネットワークづくり
 ↓
 身近な地域に相談できる相手がないなど家庭の養育力が低下
 ↓
 親同士・家庭同士のネットワーク化、関係機関同士の連携により、支援する側も支援される側も含めた“顔が見える”子育てネットワークづくり

施策目標

個別目標

- 1 家庭の育てる力を支えるしくみづくり**
 - (1)多様な保育サービスの充実
 - (2)相談・情報提供の充実
 - (3)親育ちへの支援
 - (4)経済的負担の軽減
- 2 子育て家庭を支援する地域づくり**
 - (1)地域における子育て家庭への支援
 - (2)健やかに育ち、育てる地域活動の促進
 - (3)地域における子育てネットワークの育成・支援
 - (4)地域づくりのための人材育成の推進
- 3 未来を担う人づくり**
 - (1)健全な成長と自立に向けた体験機会の充実
 - (2)就学前教育の充実
 - (3)教育の場における子育てへの支援
- 4 親と子のこころとからだの健康づくり**
 - (1)安心できる妊娠と出産
 - (2)子どもの発育・発達への支援
 - (3)子どものいのちとところを守る
- 5 安全・安心な子育て環境づくり**
 - (1)子どもの安全を確保する活動の推進
 - (2)犯罪を防止する活動の推進
 - (3)安心して子育てできるまちづくり
- 6 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援**
 - (1)児童虐待等防止対策及び被虐待児と家庭への支援
 - (2)ひとり親家庭への支援
 - (3)障害のある子どもと家庭への支援
- 7 安心して子育てと仕事ができる環境づくり**
 - (1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及啓発
 - (2)仕事と子育ての両立のための基盤整備
 - (3)男女が共に担う子育ての推進

第7章

計画の推進に向けて

計画の推進状況の把握
 ・「子ども」・かがやき戦略本部で毎年実施状況を把握・評価し、公表

地域・関係機関との連携・ネットワークの強化
 ・子ども家庭部を中心に庁内の部署と連携
 ・関係機関との連携を強化
 ・地域の担い手との連携・ネットワークの構築

多様な主体が担う新たな仕組みの構築
 ・行政だけでなく地域の子育て関係団体や、NPO、企業などが子育て支援
 ・区立施設については、指定管理者制度の活用により柔軟に運営
 ・多様な主体によるサービス提供水準の確保

効率的な行政運営の推進
 ・事業の効率的な実施を図る
 ・区民ニーズの変化や国における新たな施策などへも対応するよう適宜見直し

サービスの質の向上と利用援助の仕組みづくり
 ・利用者本位の支援のため、権利擁護、苦情解決、事業の透明性の確保、サービスに関する基準の策定、サービス評価などの仕組みを充実、強化
 ・必要な人に必要なサービスが届くよう、効果的に情報を伝達
 ・課題を早期に発見し、適切な相談窓口やサービスにつなぐ仕組みの構築

国・都への要望
 ・仕事と生活の調和に関する施策
 ・経済的負担の軽減策
 ・周産期医療や小児医療体制の充実など